

ねんきん通信

国民年金の届出について

北の大地にもいよいよ春の訪れです！春は入学、就職、転職など、新たな人生の始まりを告げる異動シーズンです。それに伴い国民年金の届出も必要になる場合がありますので、忘れずに行いましょう！

◆**20歳になったとき** 20歳になって厚生年金保険や共済組合に加入していない方は、国民年金の第1号被保険者となり、保険料の納付が必要です。将来の年金受給のために、しっかり納めましょう。

20歳の誕生月初めに、国民年金第1及び3号被保険者に該当すると思われる方には社会保険事務所から年金に関するお知らせ文書と取得届が送付されます。所定の事項を記入の上、同封の封筒により社会保険事務所へ提出（役場担当窓口でも受け付けております。）願います。後日、社会保険事務所から年金手帳が送付されますので大切に保管してください。

学生の方は、本人の所得金額が118万円（給与収入金額で194万4千円）以下であれば、申請により保険料の納付が猶予される学生納付特例制度を活用することができます。審査対象となる所得は、4月から12月が前年分、1月から3月が前々年分となります。

また、学生以外で20歳代の方は、本人及び配偶者の所得が57万円以下（給与収入金額で122万円）であれば、申請により納付が猶予される若年者納付猶予制度を活用することができます。審査対象となる所得は、7月から12月が前年分、1月から6月が前々年分となります。

両制度ともに毎年申請が必要ですので、忘れずに行ってください。なお、制度の適用を受けた期間については

年金額に反映しないカラ期間となりますので、納付期間としたい方は10年間追納することができます。

◆**就職したとき** 国民年金の種別は第2号被保険者となります。職場で厚生年金等の加入手続きをしますと、自動的に国民年金第1号被保険者の資格が喪失しますので、役場での手続きは不要です。

また、被扶養配偶者（厚生年金などの被用者年金の職場に勤務する配偶者と生計を同じくする方）については、第3号被保険者の手続きが配偶者の勤務先で行われます。

◆**退職したとき** 在職中は厚生年金保険や共済組合の加入者ですが、60歳前に退職された方は、国民年金第1号被保険者となり保険料を納める必要があります。

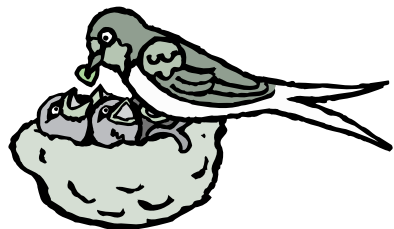
また、60歳未満の被扶養配偶者についても、第3号被保険者から第1号被保険者へ種別を変更し保険料納付が必要となりますので、役場で手続きをお願いします。

◆**結婚したとき** 婚姻により、厚生年金保険等の資格を喪失し、配偶者の被扶養配偶者となる方は、配偶者の勤務先で第3号被保険者の手続きを行ってください。ただし、失業給付等を受給する場合は、被扶養配偶者認定から外れる場合がありますので、役場で第1号被保険者の手続きが必要です。

◆**引越したとき** 第1号被保険者が転出入により他市町村に異動した時は住民登録の手続きの際に、国民年金担当係にその旨お伝えください。第3号被保険者は配偶者の勤務先で手続きを行います。

現在の被保険者種別	届出が必要なとき	変更後の被保険者種別	届出先
第1号被保険者 (自営業・学生など)	会社員・公務員になった	第2号被保険者	勤務先
	会社員・公務員と結婚し、扶養されるようになった	第3号被保険者	配偶者勤務先
第2号被保険者 (会社員・公務員)	退職した	第1号被保険者	市区町村
	退職し、すぐ就職した	第2号被保険者	新しい勤務先
	結婚し、会社員・公務員に扶養されるようになった	第3号被保険者	配偶者勤務先
第3号被保険者 (会社員・公務員に扶養されている配偶者)	年収が130万円以上になった	第1号被保険者	市区町村
	配偶者が第1号被保険者となった	第1号被保険者	市区町村
	会社員・公務員になった	第2号被保険者	勤務先
	配偶者の加入する年金制度が変わった	第3号被保険者	配偶者勤務先

詳しくは、役場町民課保健福祉グループ(☎5-1111)にお問い合わせください。



小山 ミエさん 88歳 栄町
大槻 勇二さん 53歳 1条北1

川田 仁美さん (元 町)
お悔やみ申し上げます

ご結婚おめでとう
梅本 彩愛さん 父 昇正 宮園町
坂井 凜くみさん 父 励 高瀬

戸籍の窓
2月

社会福祉に
（香典返しの一部）
岡本 則夫さん(母) 2条南1
小山 敏夫さん(母) 栄町

ご寄付ありがとうございます
2月